**第56回　四国高等学校弓道選手権大会要項**

**主　　　　催** 四国高等学校体育連盟・愛媛県教育委員会・四国弓道連盟連合会

**後　　　　援** (公財)愛媛県体育協会・松山市教育委員会・(公財)松山市体育協会

**主　　　　管** 愛媛県高等学校体育連盟・愛媛県弓道連盟

**１　期　　日** 平成２７年６月２０日（土）・２１日（日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月　日（曜） | 時　　刻 | 種　　　　　別 |
| ６月２０日（土） |  9:00～10:0010:00～10:3010:30～13:0013:00～16:0016:00～16:30 | 役員・監督会議（弓道場）開会式・矢渡し団体競技予選１回戦（男女の順）個人競技予選～決勝（男女の順）個人競技表彰式 |
| ６月２１日（日） |  9:30～11:5011:50～12:5012:50～13:3013:30～13:5014:00～14:50 | 団体競技予選２回戦（女男の順）団体競技決勝トーナメント１回戦（女男の順）団体競技決勝トーナメント準決勝（女男の順）団体競技決勝トーナメント決勝（女男の順）納射（男女団体優勝校代表）閉会式 |

 　注：予定時刻のため若干変更する事がある。放送等に注意し、競技の流れを把握し招集に遅れないこと。

**２　会　　場** 愛媛県営弓道場

　　　　　　　　〒791－1136　松山市上野町乙４６　TEL　089－963－3211

**３　種　　目** (1)　近的による男女別団体競技及び個人競技

 (2)　的は霞的（36cm）を使用する。

**４　競技規定** 全国高等学校弓道大会規則及び(財)全日本弓道連盟競技規則による。

**５　競技方法** (1)　団体競技

予　選･･･各自８射・計40射を行い、的中数上位より８チームを通過とする。

決　勝･･･抽選を行い、組み合わせを決定し、トーナメント戦方式により各自４射・

 　　 計20射を行う。 同中の場合は、各自１射の競射を行う。

 (2)　個人競技

予　選･･･各自８射を行い、男女共５中以上の者を通過とする。

準決勝･･･各自４射を行い、的中数が３中以上の者を通過とする。

決　勝･･･射詰により順位を決定する。優勝決定戦以外で的中を逸したときは遠近

法により決定する。

**６　参加資格**　 (1)　選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に

在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。

(2)　選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により、四国大会の参加資格を得たものに限る。

(3)　各競技団体における加盟あるいは登録の必要がある場合は、その手続きを完了したチームおよび選手であること。

(4)　年齢は、平成８(1996)年４月２日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技３回までとし、同一学年での出場は１回限りとする。

(5)　チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は　　　　　　　　　 　認めない。

(6)　統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を　　　　　　　　　認める。

(7)　転校後６ヵ月未満のものの参加は認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

(8)　出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高　　　　　　　　　 等学校体育連盟会長の承認を必要とする。

(9)　参加資格の特例

ア　前記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、各県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

イ　前記(4)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技３回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

１　学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、各県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

２　以下の条件を具備すること。

(1)　大会参加資格を認める条件

ア　四国高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。

イ　参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学 校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。 また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ　各学校にあっては、各県高等学校体育連盟の予選会からの出場が認 められ、四国大会への出場条件が満たされていること。

エ　各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に 責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失していず、運営が適切であること。

(2)　大会参加に際して守るべき条件

ア　四国高等学校選手権大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合 わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ　大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事 故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を 講じておくこと。

ウ　大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

**７　引率・監督** (1)　引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長

の認める学校の職員とする。

(2)　監督・コーチ等は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠　　　　　　　　　償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

(3) ただし、上記(1)(2)について各県における規定が定められ、引率・監督者がこの　　　　　　　　　 基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

**８　参加制限**　 (1)　各県とも団体男女各４チーム・個人男女各６名。

 (2)　団体チーム編成は監督１名・選手７名以内とする。

**９　参加申込** (1)　申込方法　参加校は、所定の申込書を２部作成し、１部は下記(2)へ直接、他は各

県専門委員長へ送付する。参加申込用紙１部は各県専門委員長がとりまとめて所 属高等学校体育連盟事務局に提出する。

 (2)　申込先　〒797-0015　西予市宇和町卯之町４丁目１９０－１

 愛媛県立宇和高等学校　　福山　幸司　宛

 TEL　089-62-1321　FAX　0894-62-6127

 上記(1)以外にメールでの申込をしてください。申込用紙については下記のアドレ

レスに送信して下さい。様式を返信いたします。

 　　　　　　 fukuyama-kouji@esnet.ed.jp

 (3) 申込期日　平成２７年６月１２日（金）　正午必着のこと。

 (4)　参加申込後の棄権

 団体種目の申込後の取り消しは、直ちに開催県専門部に報告し、理由書を校長よ

り所属高等学校体育連盟会長宛に提出すること。なお、団体・個人とも納入した

参加料の払い戻しはしない。

　　　　　　　 ※　大会参加に対して提供される個人情報は、本大会活動に利用するものとし、これ以

外の目的に利用する事はありません。

**10　参 加 料** １チーム　15,000円、個人　1,600円とし、６月２０日(土)に納入すること。

**11　表　　彰** (1)　３位までの入賞チーム並びに個人に表彰状を授与する。

 (2)　優勝チームには優勝杯並びに大会要項に示された編成数の表彰状とメダルを授与

する。

 (3)　優勝した個人にはメダルを授与する。

**12　宿　　泊** (1) 選手、監督及び大会役員の宿舎は、開催県の競技種目専門部が準備し配宿する。

　　　　　　　 (2)　宿泊料は、１泊２食で７，８８４円（税込）とする。

但し弁当を申し込んだ場合は、弁当料金７００円（税込）を別途支払う。

 (3)　宿泊申込　所定の用紙に必要事項を記入し、参加申込と同時に申し込むこと。

**13　連絡事項**　 (1)　選手の交代は３回までできる。競技開始後の交代は、第２控に入るまでに所定の

用紙で監督により届け出る。

 (2)　怪我等の理由で坐射ができない選手のいる学校の監督は、監督会議の際に申し出

る。

 (3)　競技中の疾病・傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。

 (4)　参加選手は健康保険証を持参すること。

 (5)　本会場での練習時間は次の通りとする。但し、一手単位で行うこと。

 ６月１９日（金）　１３：００～１８：００

 ６月２０日（土）　 ８：１０頃～　９：３０， １６：３０～１８：３０

 ６月２１日（日）　　８：１０頃～　９：２０

　　　　　　　　　※会場は、公共施設のため、開場が８時です。準備ができ次第、練習にいたします。

 　　　　　 (6)　ゼッケンについて、選手は次の要領でゼッケンを作成し右腰前につけること。

ア　布地は白色。県名、学校名は黒色。男子選手番号は黒色、女子選手番号は赤 色で記入する。

イ　選手番号は、団体競技についてはチーム内立順番号（１～７）、個人競技については、別紙の通りの立順番号（１～24）とする。

ウ　規格は、たて12cm、よこ18cmとする。

(7)　出場選手は四つ矢の他に、筈打ち・筈割れ、競射の際に使用する予備矢を１本持参すること。必要な際に矢が無い場合は棄権とみなす。

(8)　行射の場合の矢のさばき方は、取り矢をすること。